

人事院公示第 2 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 4 条の 3 第 1 項及び第 4 条の 4 第 1 項の規定に基づき、平成 4 年人事院公示第 6 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 3 年 3 月 31 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
年齢階層	最低限度額 (円)	最高限度額 (円)	年齢階層	最低限度額 (円)	最高限度額 (円)
20 歳未	<u>5, 08</u>	<u>13, 3</u>	20 歳未	<u>4, 98</u>	<u>13, 3</u>
満	<u>1</u>	<u>84</u>	満	<u>1</u>	<u>42</u>
20 歳以	<u>5, 58</u>	<u>13, 3</u>	20 歳以	<u>5, 54</u>	<u>13, 3</u>
上 25 歳	<u>9</u>	<u>84</u>	上 25 歳	<u>3</u>	<u>42</u>
未満			未満		
25 歳以	<u>6, 16</u>	<u>14, 3</u>	25 歳以	<u>6, 05</u>	<u>14, 1</u>
上 30 歳	<u>4</u>	<u>22</u>	上 30 歳	<u>1</u>	<u>57</u>
未満			未満		
30 歳以	<u>6, 57</u>	<u>17, 1</u>	30 歳以	<u>6, 47</u>	<u>17, 1</u>
上 35 歳	<u>7</u>	<u>63</u>	上 35 歳	<u>5</u>	<u>04</u>
未満			未満		
35 歳以	<u>6, 85</u>	<u>19, 4</u>	35 歳以	<u>6, 78</u>	<u>19, 3</u>

上40歳 未満	<u>4</u>	<u>07</u>	上40歳 未満	<u>3</u>	<u>20</u>
40歳以 上45歳 未満	<u>7, 07</u>	<u>21, 6</u>	40歳以 上45歳 未満	<u>7, 03</u>	<u>21, 2</u>
45歳以 上50歳 未満	<u>7, 20</u>	<u>22, 7</u>	45歳以 上50歳 未満	<u>7, 08</u>	<u>23, 2</u>
50歳以 上55歳 未満	<u>8</u>	<u>60</u>	50歳以 上55歳 未満	<u>6</u>	<u>66</u>
55歳以 上60歳 未満	<u>7, 09</u>	<u>25, 3</u>	55歳以 上60歳 未満	<u>6, 99</u>	<u>25, 5</u>
60歳以 上65歳 未満	<u>0</u>	<u>08</u>	60歳以 上65歳 未満	<u>5</u>	<u>03</u>
65歳以 上70歳 未満	<u>6, 58</u>	<u>25, 0</u>	65歳以 上70歳 未満	<u>6, 54</u>	<u>25, 5</u>
70歳以 上	<u>3</u>	<u>93</u>	70歳以 上	<u>3</u>	<u>15</u>
60歳以 上65歳 未満	<u>5, 42</u>	<u>20, 8</u>	60歳以 上65歳 未満	<u>5, 31</u>	<u>20, 5</u>
65歳以 上70歳 未満	<u>0</u>	<u>70</u>	65歳以 上70歳 未満	<u>5</u>	<u>11</u>
70歳以 上	(略)	<u>15, 2</u>	70歳以 上	(略)	<u>14, 9</u>
70歳以 上	(略)	<u>58</u>	70歳以 上	(略)	<u>80</u>
70歳以 上	(略)	<u>13, 3</u>	70歳以 上	(略)	<u>13, 3</u>
70歳以 上	(略)	<u>84</u>	70歳以 上	(略)	<u>42</u>

2 この決定による改正は、令和3年4月1日から効力を発生する。